

毎週火、金曜日発行（但し、に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百九十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九
条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年八月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- ◇ 告示 医療機関の指定
指定医療機関の廃止
鳥取県特定物資流通調査要綱
医療機関の指定
農地買収令書の交付に代える公示
保安林指定の解除予定
建設業者の変更登録
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇ 公告 宅地建物取引員の試験実施
- ◇ 雑報 鳥取県市町村職員共済組合会の招集

診療科名

内科、小児科
内科、外科
内科、外科、整形外科、皮膚科、小児科

名称

貝田医院
鹿野町国民健康保険直営
小鷺河診療所
加藤医院

所在地

西伯郡大山町国信五四七ノ一
気高郡鹿野町大字鷺峯七八六
八頭郡用瀬町大字用瀬三八二

指定年月日

昭和三十三年
六月十六日
六月一日
七月二十六日

開設者氏名

貝田三知也
鹿野町長
国森子太郎
加藤 達也

鳥取県告示第三百九十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつた。

昭和三十三年八月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 内科、小児科

名称 加藤医院

所在地 八頭郡用瀬町大字用瀬三八二

廃止事由 開設者死亡

廃止年月日 昭和三十三年七月二十五日

鳥取県告示第三百九十四号

昭和三十三年度鳥取県特定物資流通調査要綱を次のように定める。

昭和三十三年八月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十三年度鳥取県特定物資流通調査要綱

一 調査の目的

本県における特定物資の流通事情、流通経済の構造を明らかにして、産業振興施策の基礎資料並びに民間企業体の経営資料を得ることを目的とする。

二 調査の時期

昭和三十三年九月十五日から九月二十五日までに調査を実施する。

三 調査の範囲

(1) 調査地域

鳥取県全域とする。

(2) 調査品目

(1) 本調査における物資とは、販売の対象となる物資をいう。

(四) 調査品目は、次の基準により選ばれた十品目である。

a 産業振興施策上重要なもの。

b 県外移（輸）出入品として重要なもの。

c 県内消費として重要なもの。

d このほか県経済施策上重要なもの。

(イ) 調査品目の内訳は次のとおりである。

食用油、牛乳、乳製品（バター、煉乳、粉乳）、製材品（板類、挽割類、挽角類、床板、合板）、素材（一般用材、パルプ材、電柱、枕木、坑木）、木製品（椅子、机、タンス類、戸棚類、盆）、酒類、飼料（麩、米糠、とうもろこし、大豆粕、魚粉、小麦、配合飼料）、佃煮、繭（上繭、玉繭、屑繭）

四 調査の種類

この調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。

(1) 甲調査は、調査品目のうち素材及び製材品を除いた次の八品目に該当する製造業者及び卸売業者について行う。

(2) 乙調査は、甲調査で調査する八品目に該当する小食用油、牛乳、乳製品（バター、煉乳、粉乳）木製品（椅子、机、タンス類、戸棚類、盆）酒類、飼料（麩、米糠、とうもろこし、大豆粕、魚粉、小麦、配合飼料）佃煮、繭（上繭、玉繭、屑繭）

売業者について行う。

(3) 丙調査は、調査品目のうち次の品目に該当する製造業者及び卸売業者について行う。

製材品（板類、挽割類、挽角類、床板、合板）素材（一般用材、パルプ材、電柱、枕木、坑木）

五 調査事項

昭和三十三年一月一日から十二月三十一日までの一年間における左記事項

(1) 甲調査については

1 事業所名、2 所在地、3 本支店別、4 本店所在地、5 経営組織、6 業態別、7 在庫高、8 購入総額、9 業態別購入状況、10 輸送機関の利用状況（購入）11 購入先別購入状況、12 購入代金の決済方法、13 販売総額、14 業態別販売状況、15 輸送機関の利用状況（販売）16 販売先別販売状況、17 販売代金の決済方法

(2) 乙調査については

1 事業所名、2 所在地、3 在庫品、4 購入総額、5 業態別購入状況、6 購入代金決済方法、7 輸送機関

所 番	在	土地		対価	所有者の 住所氏名
		地目 台帳 現況	買収 面積		
西伯郡名和町大字 加茂字手折一八〇 三ノ二九五	在	原原 二、三〇〇	三七、五	最終判明住 大阪府泉佐 野市春日町 大野実	
〃	〃	〃	二四八、〇元	〃	
〃	〃	〃	一、〇〇〇 三四、六	〃	
〃	〃	〃	一、〇〇〇 二二〇、六	〃	
市郡一町村一大字	在	場一	所一	番一	全面積 台帳見込
気高 青谷 長和瀬 宮島	〃	〃	〃	九三三ノ一	〇、八六、一七〇〇
〃	〃	〃	〃	〇〇八、一〇〇〇	〇、〇〇二
〃	〃	〃	〃	九四八ノ一	一、四一、三〇〇
〃	〃	〃	〃	〇〇〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇

付に代える。
昭和三十三年八月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

計 七、一〇〇、一〇〇、八

二 対価の支払方法 供託する
三 買収の期日 昭和三十三年十月十五日

鳥取県告示第三百九十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条
及び同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第
二条の規定により、次の土地について保安林指定を解除
する予定であるから、同法第三十条の規定により告示す
る。
昭和三十三年八月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

解除予指定の目的 申請者
定面積 解除の理由 住所氏名 所有者 住所氏名
魚つき林 青谷町長 気高郡青谷町長和瀬
国道改築 のため 岡本 本造
〃 〃 〃 岡本 金平

鳥取県告示第三百九十六号
次の土地は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）
第七十二条第一項の規定により買収すること決定した

〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第三百九十五号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条
第一項の規定にもとずき指定医療機関として次のものを
指定した。
昭和三十三年八月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃

主の自計申告とする。
七 結果の公表
この調査の結果の公表は、県総務部統計課で行う。

〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃

こと。

5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

6 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

7 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

七 受験申込

受験申込書及び受験票各一部提出すること。なお、受験票には申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写した縦五、五センチメートル、横四センチメートルの写真を貼添すること。

八 試験場への図書持込制限

法令集のみ持込許可（解説書等は不可）

九 試験合格の発表

昭和三十三年十二月二十日

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合第三回組合会を次のとおり招

集する。

昭和三十三年八月二十九日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 野 坂 寛 治

一 開催年月日 昭和三十三年九月九日午前十時三十分

二 開催場所 東伯郡三朝町 溪泉閣

三 附議事項

議案第一号 昭和三十三年度事業計画一部変更議決に

ついて

議案第二号 保養所敷地一部売却について

議案第三号 保養所敷地購入について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県公報 印刷所 鳥取市東町 鳥取県印刷所